

新型コロナウイルス感染症対策

# 子育て世帯生活応援給付金

(住民税非課税相当額の世界帯が対象です)

1 世界帯 5 万円

第 2 子以降は 1 人につき +3 万円

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、子育ての負担が増加している低所得の子育て世界帯を支援することを目的としています。

支給対象は以下のすべてに該当する方です

1

平成 14 年 4 月 2 日から令和 3 年 4 月 1 日までに生まれた児童を養育している

2

対象児童と生計を一にする者全員の令和 2 年中の所得が住民税非課税相当額である

3

令和 2 年 12 月 31 日以降引き続き富士市に住民登録がある

4

ひとり親世界帯臨時特別給付金及び生活保護を受給していない

## 申請方法

支給申請書及び所得申立書に記入の上、令和 2 年中の収入が分かる書類（源泉徴収票や確定申告書の写し等）を添えてこども家庭課に持参または郵送してください。書類はこども家庭課でお渡しするほか、ウェブサイトからダウンロードできます。



詳細はこちらから

富士市役所こども家庭課 子育て世界帯への生活応援給付金窓口

0545-55-2815 

4/30 締切